

第4章 基本計画

〈1 自然環境の保全及び創造(環境目標1)〉

これまで様々な恩恵を受けてきた海や山を守り、豊かな自然環境と生物の多様性を保持するとともに、人と自然とがふれあう場を積極的に創ります。

(1) 市民(団体)の取組み

- ① 地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- ② 生き物をみだりに捕ったり、放したりせず、野良犬などに対して、餌を与えません。
- ③ ペットは責任を持って、最期まで飼養します。
- ④ 自然の現況を市に報告するなど、市の自然環境の保全に資する取組みに協力します。
- ⑤ 自然観察会などの自然とふれあう機会や学習会に積極的に参加します。
- ⑥ 空気や水、大地など、自然を汚さない生活を心がけます。
- ⑦ 地元産品を優先的に購入します。
- ⑧ 自然にふれあう体験型観光や**地産地消**^{※注}の取組みに対するサポートを行います。



地産地消

^{※注} **地産地消** 地域で生産されたものをその地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物などを地域で消費する活動を通じて、農業者と消費者を結びつけようとする取組み。

(2) 事業者の取組み

- ① 地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- ② 市民(団体)や市が実施する自然環境の保全に資する取組みに積極的に協力します。
- ③ 環境への負荷を低減するための取組みを推進します。
- ④ 建設工事の際には、生態系に配慮した計画及び工法を採用するなど自然環境に配慮します。
- ⑤ 敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。
- ⑥ 廃資材は適正に処理します。
- ⑦ 農薬や化学肥料は適正に処理します。
- ⑧ 機材や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。
- ⑨ 消費者ニーズに即した安全で安心な産物をつくります。
- ⑩ 地元産物を利用した商品の開発やブランド化を進めます。
- ⑪ 環境に配慮した経営を心がけます。



生態系

(3) 市の取組み

【生物の生息環境の保全】

- ① 山・川・海の**生態系**^{※注}の連続性を意識した、生物の生息環境の確保に努めます。
- ② 公共事業などの開発時は、生態系に配慮した計画及び工法などの採用を推進します。
- ③ 自然環境の劣化が問題となっている地域については、保全策を講じます。
- ④ イベント等を活用して、市の自然環境の現状や役割などについて紹介・啓発を行います。

^{※注} **生態系** ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活している色々な種の個体群)とそれを取り巻く無機的环境(気象・土壌・地形・光・温度・大気など)を合わせた一つのまとまりのこと。

【野生動植物の保護・管理】

- ① 野生動植物の生息状況に関する情報の収集と整備を進めます。
- ② 市独自の希少種を指定するなど、生物多様性の保全に向けた取組みを進めます。
- ③ 希少な野生動植物の生息生育状況に関する情報を収集・整理し、開発行為などに対しては、事前に情報を提供するなどの自然環境情報の共有に努め、適切な保全を求めています。
- ④ イノシシなどによる農林水産物への鳥獣被害が顕著な場合は、適性かつ計画的な捕獲を行うとともに、防護柵の設置などの防止策を講じます。
- ⑤ 居住地における鳥獣被害については、関係団体と協力しながら対策を進めます。
- ⑥ 野良犬などへの餌付けの禁止に関する周知を図ります。

数 値 目 標 (指 標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	イノシシ捕獲数(頭) (生態系や農作物等の被害防止のため、イノシシを捕獲します。)	268 (H21)	823	856
2	松くい虫被害材積(m ³) (森林及び景観の保全のため、市木である松への被害を防止します。)	787 (H21)	747	700
3	稚魚(マダイ、ヒラメ、ガザミ、車海老)放流数(千尾) (漁獲量の確保などによる水産資源の維持のため、稚魚を放流します。)	1,015 (H22)	1,050	1,100

【自然とふれあう機会や活動の充実】

- ① 市民(団体)や事業者などと連携してイベントを実施するほか、自然とふれあう機会を確保します。
- ② イベントなどを通じて、市の自然環境の現状や役割などについて紹介・啓発を行います。
- ③ 地域の歴史や文化、自然など、地域自然を生かした体験型観光の取組みを推進します。



自然とのふれあい

数 値 目 標 (指 標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
4	「自然と触れ合う機会」が多い人の割合(%) ※市民アンケート調査	41.6 (H22)	45	50

【自然とふれあう場の創出】

- ① 森林や里山^{※注}などの自然をレクリエーションの場として活用します。
- ② 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備するなど、環境や地域景観と調和した生活空間をつくれます。
- ③ 親水性の高い湧水池や水辺の保全を図ります。
- ④ 水辺の整備・改修に当たっては、環境に配慮した整備をすすめ、親水空間の確保に努めます。

※注 **里山** 集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動などが行われている。

【持続可能な農業・林業・水産業の推進】

- ① 市ホームページなどを利用して、旬の農産物、農産物販売所などの情報を市民に積極的に提供するとともに、学校給食などで地元産物の利用を促進するなど、地産地消を進めます。
- ② 地元産物を市外へ積極的にアピールするとともに、加工品の開発や販売拡大などに対する支援を行います。
- ③ 廃資材の適正処理や施設の適正な維持管理に係る周知・啓発を行います。
- ④ 農薬や化学肥料の適正使用、家畜ふん尿の適正処理などの対策を推進します。
- ⑤ グリーン・ツーリズムなどの体験型観光の取組みを促進します。
- ⑥ 後継者の育成や助成制度などの充実を図り、安定的な経営や効率化を進めます。
- ⑦ イノシンなどによる農林水産物への鳥獣被害が顕著な場合は、適性かつ計画的な捕獲を行うとともに防護柵の設置などの防止策を講じます。
- ⑧ 農林地の有効活用を図るとともに、地下水かん養源としての森林・農地の管理を促進します。
- ⑨ 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や活用（間伐、造林及び木材の有効利用など）を促進します。
- ⑩ 公共施設の建設などの際に木材を使用する場合は、地元産木材の優先的な利用に努めます。
- ⑪ 水産資源の維持・回復を図るため、保護水面の設定など、水産資源の管理方策に対する支援を行います。



地産地消



数値目標(指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
5	学校給食での地元食材使用品目数(品) (地産地消の推進を図るため、学校給食での地元食材の使用品目を増やします。)	63 (H21)	65	68
6	森林(民有林)間伐面積(ha) (健全な森林の育成を図るため、間伐を実施します。)	58.2 (H21)	62	70

〈2 生活環境の保全及び創造(環境目標2)〉

市民が健康で安心して暮らすために、空気や水などが健全な状態で、常に地域が清潔に保たれる生活環境を積極的に創ります。

(1) 市民(団体)の取組み

- ① 家庭ごみの**野焼き**※注をしません。
- ② 移動の際には、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を控えます。
- ③ 自動車の利用の際は、アイドリング・ストップを心がけます。
- ④ 浄化槽の使用に当たっては、適正な維持管理を行います。
- ⑤ 食器洗いや洗濯時の洗剤などは適正な量を使用します。
- ⑥ 廃食用油や調理くずを排水口に流しません。
- ⑦ 近隣への配慮として、音響機器等の利用の際は、使用時間や音量に注意します。
- ⑧ ペットの鳴き声によって近隣に迷惑がかからないようにします。
- ⑨ 「水」は限りある貴重な資源であることを認識し、家庭での節水を心がけます。
- ⑩ 風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、水を有効に利用します。
- ⑪ 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ⑫ ごみのポイ捨てをしません。
- ⑬ 定期的に私有地の雑草の刈り取りや清掃作業を行います。
- ⑭ ペットの散歩時は、ふんの処理用具を携帯し、必ず持ち帰ります。
- ⑮ 歴史的なまちなみや文化的な景観の保全活動を行います。

※注 **野焼き** 廃棄物の分野においては、屋外で廃棄物を焼却する行為のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では原則禁止されているが、公益上あるいは社会慣習上やむを得ないものや、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外とされている。



野焼き禁止



(2) 事業者の取組み

- ① 事業活動に関する法令の遵守を徹底します。
- ② 環境への負荷を低減するための取組みを推進します。
- ③ 自動車の利用の際は、アイドリング・ストップを心がけます。
- ④ 機材や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。
- ⑤ 操業異常時や工事の際は、周辺住民に対して十分な説明を行います。
- ⑥ 夜間の操業・営業については、騒音など近隣に配慮します。
- ⑦ 節水や循環利用など、適性かつ合理的な水利用を進めます。
- ⑧ 熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取に関する届出・報告を行います。
- ⑨ 有害化学物質の管理を徹底します。
- ⑩ 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ⑪ 事業所内をきれいに保ちます。
- ⑫ 自動車を購入する際は、低公害車の導入を検討します。

(3) 市の取組み

【環境汚染の監視・抑制】

- ① 光化学スモッグ注意報などの発令時における連絡・対応体制の充実を図ります。
- ② 特定工場等において発生する騒音・振動や自動車交通騒音についての把握を図ります。
- ③ 事業所から発生する特定悪臭物質について調査を実施するとともに、悪臭指数による悪臭規制の導入について検討します。

- ④ 関係機関と協力し、公害規制に関する法令、条例に基づく規制及び指導を行うとともに、生活騒音などの防止に関する啓発を進めます。
- ⑤ 公害に係る苦情について、関係機関と協力しながら迅速かつ適切な処理・解決に努めます。

数 値 目 標 (指 標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	「空気のきれいさ」の満足度 (%) ※市民アンケート調査	71.0 (H22)	75	80
2	「いやなにおい(悪臭)のなさ」の満足度 (%) ※市民アンケート調査	59.9 (H22)	65	70

【生活排水対策の推進】

- ① 計画的な下水道及び浄化槽の整備を推進するとともに、適切な維持管理を促進します。
- ② 市民団体などと協力して、生活排水対策や水質浄化に関する取組みの啓発を行います。

数 値 目 標 (指 標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
3	浄化槽普及率 (%) (生活排水の適正な浄化の拡大を図るため、浄化槽の普及率を高めます。)	21.4 (H21)	27	35
4	水洗化率 (%) (公共下水道、浄化槽、コミュニティプラントを利用する水洗化率を高めます。)	39.8 (H21)	48.7	56.8
5	「水のきれいさ(海・川・海岸)」の満足度 (%) ※市民アンケート調査	34.3 (H22)	40	45
6	公共用水域(河川)の水質(BOD) ※環境基準の達成率 (%) (環境基準達成に向けて、河川における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
7	公共用水域(海域)の水質(COD) ※環境基準の達成率 (%) (環境基準達成に向けて、海域における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100

【健全な水循環の確保】

- ① 市ホームページなどにより、節水や合理的な水利用に関する情報提供を行います。
- ② 地下水のかん養源である河川水の水質保全を図ります。
- ③ 植林や森林の手入れ、耕作放棄地の有効利用などにより、地下水かん養源として森林・農地の管理を促進します。
- ④ 公共施設における使用水や雨水の再利用を検討します。
- ⑤ 地下水採取に関する届出の周知や啓発を行います。
- ⑥ 親水性の高い湧水池や水辺の保全を図ります。

【地下水の保全】

- ① 有害物質による地下水汚染の防止を図るために、計画的に調査します。
- ② 一般住宅(上水道及び簡易水道の給水区域を除いた地域)で地下水を飲用している世帯については、地下水の自主的な検査を促します。
- ③ 上水道などの未整備地域については、地域特性に応じた水道施設の整備を推進し、安全な飲料水の確保に努めます。

【環境美化の推進】

- ① 地域の自主的な美化・清掃活動を支援します。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。
- ③ 関係機関と協力し、ペットの飼い主に対するマナーの向上を呼びかけます。
- ④ 私有地の定期的な雑草等の刈り取りを周知するとともに、耕作放棄地などについては、積極的な活用の方策を検討します。
- ⑤ 自然環境に配慮した適切な防疫手法により、水路や側溝などの公共用地の害虫駆除を行い、地域環境の快適性を高めます。
- ⑥ 公園などの公共施設を適正に維持管理します。

【環境と調和した生活空間の整備・確保】

- ① 公共施設や公共用地の緑化に配慮します。
- ② 自然環境に配慮した土地利用を誘導します。
- ③ 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備するなど、環境や地域景観と調和した生活空間をつくります。
- ④ 水が滞留しないような水路整備を進めます。
- ⑤ 歴史的なまちなみや棚田などの文化的な景観の保全を図ります。
- ⑥ 貴重な文化財の保存・活用に努めます。



大作山棚田

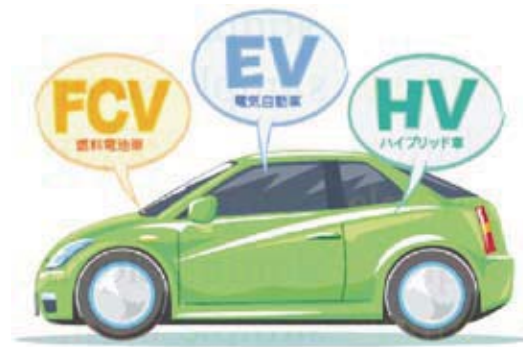
数 値 目 標 (指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
8	「まちなみの美しさ」の満足度(%) ※市民アンケート調査	43.1 (H22)	48	55
9	指定文化財件数(件) (重要な文化財の適正な保全及び継承のため、指定文化財の件数を増やします。)	39 (H21)	39	45

【自動車の適切利用】

- ① ノーマイカー通勤デー、アイドリング・ストップなどエコドライブを実施します。
- ② 市が率先して低公害車の導入を検討し、普及を促進します。
- ③ 公共交通機関の整備と利用を推進します。



アイドリング・ストップ



低公害車

〈3 地球環境の保全(環境目標3)〉

地球上のあらゆる生物の生存基盤に関わる地球温暖化やオゾン層の破壊などによる地球環境問題は、人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題であると認識するとともに、省エネルギー・省資源対策はもちろん、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減します。

(1) 市民(団体)の取組み

- ① 地球温暖化に関心を持ち、現状や影響、その対策についての知識や情報を身につけ、地球環境問題への理解を深めます。
- ② 環境に配慮した製品を優先的に購入します。
- ③ 節水や節電などの省エネルギーを心がけます。
- ④ 移動の際には、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を控えます。
- ⑤ 自動車の利用の際は、エコドライブや乗り合わせを行い、排出ガスを抑制します。
- ⑥ 「チャレンジ25」や「**くまもとエコファミリー**※」に参加し、日常生活における環境負荷の低減に努めます。
- ⑦ マイバッグの利用や分別の徹底などにより、「可燃ごみ」の減量化を進めます。
- ⑧ フロンガスを使用していない製品を選んで購入し、フロンガスを使用している製品を廃棄する場合は、適正に処理します。
- ⑨ 太陽光発電設備の設置など、家庭での新エネルギーの利用を検討します。



※注 **くまもとエコファミリー** 地球温暖化対策の一つとして熊本県が実施している取組み。省エネルギー・省資源など、環境にやさしい暮らしであるエコライフの実践を宣言・登録するもの。

(2) 事業者の取組み

- ① 省エネルギー・省資源対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ② 屋上緑化、壁面緑化など敷地内の緑化を進めます。
- ③ 環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品(素材)を優先的に購入・使用します。
- ④ 包装の簡略化や食品トレイの使用を削減するなど、ごみの排出抑制を進めます。
- ⑤ レジ袋削減推進運動に積極的に参加します。
- ⑥ レジ袋無料配布中止等の取組みにより、レジ袋などの削減を進めます。
- ⑦ 事業系一般廃棄物の排出量を減らします。
- ⑧ 硫黄酸化物や窒素酸化物などの排出ガスを抑制します。
- ⑨ フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。
- ⑩ 太陽光発電設備の設置など、事業所での新エネルギーの利用を検討します。



(3) 市の取組み

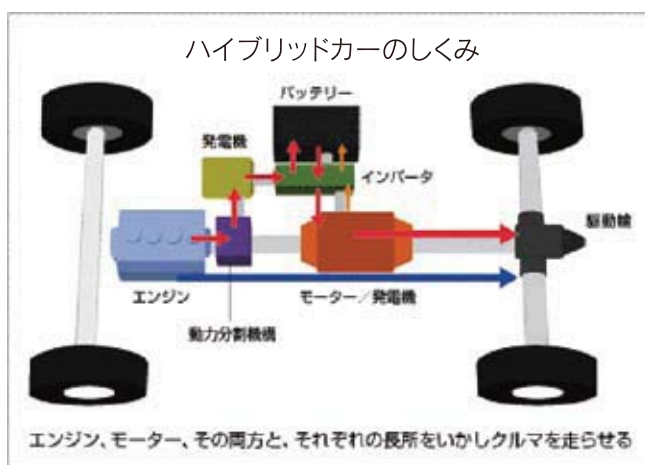
【省エネルギー・省資源対策の推進】

- ① 市域の温室効果ガス排出量の把握に努め、公表します。
- ② 熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携し、地球温暖化に関する研修会などを開催します。
- ③ 「上天草市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を削減します。
- ④ 市庁舎などについて、省エネ診断の実施や省エネ設備の導入について検討します。
- ⑤ 公共施設の改修などの際は、省エネ設備や環境負荷の少ないものを導入します。
- ⑥ **ハイブリッドカー**^{※注}や電気自動車などの低公害車の普及を促進します。
- ⑦ 公害の防止や省エネルギーの推進のための施設整備に対する支援を行います。
- ⑧ 省エネルギー・省資源に対する情報を積極的に提供し、グリーン購入に関する啓発を行います。
- ⑨ 節水や水の再利用、ごみの減量化に対する啓発を行います。
- ⑩ 地域で生産した農産物を地域で消費する地産地消を推進します。



電気自動車

※注 **ハイブリッドカー** 複数の動力源を用いて走行する自動車。従来のガソリン車に比べて燃費が向上し二酸化炭素や排気ガスの排出量を抑えることができる。



数値目標(指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	「地球温暖化に対する関心度・取組み」への満足度(%) ※市民アンケート調査	20.0 (H22)	25	30
2	「生活の便利さよりも環境の保全や省エネルギーを優先したい」と考える人の割合(%) ※市民アンケート調査	64.1 (H22)	70	75
3	市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量(kg-CO2) (市が率先して、温室効果ガス排出量を削減します。)	557,831 (H21)	498,058	466,929
4	市庁舎電気使用量(kwh) (電気使用量を減らし、電気からの二酸化炭素排出を抑制します。)	885,498 (H21)	826,179	800,479

(参考 省エネ)環境にやさしい生活の実践によるCO₂削減と節約効果の目安(CO₂換算)

取組みの例	一世帯当たり年間			備 考
	CO ₂ 削減 効果概算 (kg/年)	排出量 削減割合	節約金額 概算 (円/年)	
冷房温度を1℃高く、 暖房温度を1℃低く設定	31	0.5%	2,000	カーテンを利用して太陽光の入射を調整し、着るものを工夫することで、冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。
週2日往復8kmの車の 運転を控える	185	3.1%	8,000	通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用する。歩いたり自転車を使う方が健康にも良い。
1日5分間のアイドリング・ ストップを行う	39	0.7%	2,000	駐車や長時間停車するときは、エンジンを切る。大気汚染物質の排出削減にも寄与する。
待機電力を90%削減する	87	1.5%	6,000	主電源を切る。長時間使わないときはコンセントを抜く。買い換えの時は待機電力の少ない製品を選ぶ。
シャワーを1日1分 家族全員が減らす	65	1.1%	4,000	身体を洗う間、お湯を流しっ放しにしないようにする。
風呂の残り湯を洗濯に 使い回す	17	0.3%	5,000	洗濯、庭の水やり、トイレに使用する。残り湯の利用のために市販のポンプを使うと便利である。
炊飯器の保温をやめる	31	0.5%	2,000	ポットやジャーは利用時間が長く多量に消費する。御飯は電子レンジで温め直す方が消費電力が小さい。
家族が同室で団欒し、 暖房と照明を2割減らす	240	4.1%	11,000	家族が別々の部屋で過ごす、暖房と照明も余計に必要な。
マイバッグを持ち歩き、 省包装の野菜などを選ぶ	58	1.0%	—	トレイやラップは家に持ち帰ればすぐごみになる。マイバッグを持ち歩いてレジ袋を減らすこともできる。
テレビの番組を選び、 1日1時間利用を減らす	13	0.2%	1,000	見たい番組だけを選んで見るようにする。
合 計	766	13.0%	41,000	
我が国全体での効果	約34.7百万t/年	わが国の温室効果ガス排出量(1990年比)を2.8%削減		

出典)環境省地球環境局資料から作成

【新エネルギーの普及促進】

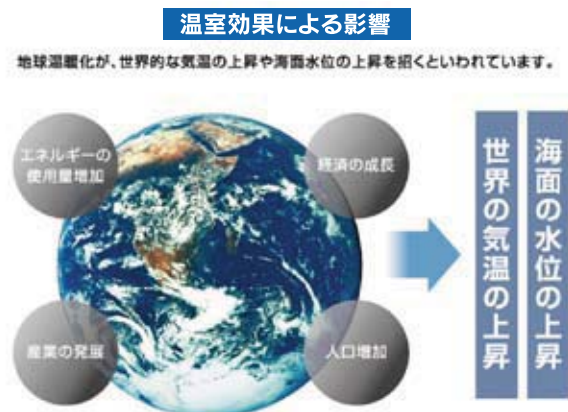
- ① 太陽光発電などの新エネルギーの普及に係る補助金などの情報を一元化し、市民、事業者が行う設備などの設置・更新に対する支援を行います。
- ② 公共施設への新エネルギー設備の導入に向けて検討します。

【吸収源対策の推進】

- ① 二酸化炭素の吸収源対策として、森林整備や活用(間伐、造林及び木材の有効利用など)を推進します。

【オゾン層の破壊や酸性雨問題への対応】

- ① 地球環境に関する情報を提供し、オゾン層の破壊や酸性雨に対する啓発を行います。
- ② 家電リサイクル法に関する周知を行い、フロン類の適切な回収・処理を促進します。
- ③ ノンフロン製品などの環境に配慮した製品を購入・調達します。



〈4 循環型社会の構築(環境目標4)〉

持続可能な社会を目指し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直すとともに、限りある資源を有効に活用する循環型社会を目指します。

(1) 市民(団体)の取組み

- ① レジ袋を使用しないよう、買い物の際には**マイバッグ**^{※注}を持参します。
- ② 買い物の際には過剰包装を断ります。
- ③ できるだけ使い捨て商品は避け、詰め替え用の商品などを優先的に購入・使用します。
- ④ 物品を大切に長く使います。
- ⑤ 不要になった物品はフリーマーケットやリサイクルショップに出します。
- ⑥ 家庭から出るごみは正しく分別し、可燃ごみを減らします。
- ⑦ 資源物は分別ルールやマナーを守って排出します。
- ⑧ 生ごみ処理容器などを使用して、生ごみの堆肥化に努めます。
- ⑨ 生ごみを排出する場合は、水切りを行います。
- ⑩ 店舗などが行う資源物の回収活動に協力します。
- ⑪ ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。
- ⑫ 家電リサイクル法対象の廃家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫など)については、決められた方法で適正に処理します。
- ⑬ パソコン、携帯電話などの電子機器や充電式電池を処理する際は、再資源化する取組みに協力します。



上天草市シンボルキャラクター
「四郎くん」

^{※注} **マイバッグ** 自分用のバッグ。特に、使用後のごみになりやすいレジ袋を減量する観点から、消費者が携行する買い物袋のこと。

(2) 事業者の取組み

- ① **不法投棄**^{※注}や野焼きを行わず、ごみは適正に処理します。
- ② 引取った廃家電製品について適正に管理し、製造業者に引き渡します。
- ③ 包装の簡略化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討し、ごみの発生抑制を進めます。
- ④ レジ袋削減推進運動に積極的に参加します。
- ⑤ レジ袋の無料配布中止等の取組みにより、レジ袋などの削減を進めます。
- ⑥ 分別の徹底や適正なりサイクルルートの確保により、事業系一般廃棄物の排出を抑制します。
- ⑦ 容器や包装については、リサイクルしやすい商品(素材)のものを製造または使用します。



不法投棄

^{※注} **不法投棄** 廃棄物を違法に山林や原野などに投棄すること。

(3) 市の取組み

【発生抑制・再使用の推進】

- ① 市ホームページなどにより、ごみの減量化及び分別に対する啓発を行います。
- ② ごみの減量化及び資源化に関する助言・指導を行います。
- ③ レジ袋削減推進運動を通じて、市民のマイバッグの利用を促進します。
- ④ 生ごみ処理容器の普及など、生ごみを分別し、堆肥化する取組みを促進します。
- ⑤ 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。

数 値 目 標 (指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	レジ袋辞退率 (%) (マイバッグを利用し、レジ袋を辞退する人の割合を高めます。)	実績無 (H21)	80	80
2	生ごみなどを堆肥化し、肥料などにしている人の割合 (%) ※市民アンケート調査	35.2 (H22)	42	50
3	ごみ出しのマナーやごみの分別の状況への満足度 (%) ※市民アンケート調査	52.1 (H22)	58	65
4	レジ袋削減推進協定参加店舗数 (件) (レジ袋の無料配布中止等に取り組み参加店舗を増やします。)	101 (H21)	120	140
5	1人1日当たりのごみ排出量 (g) (家庭での生ごみの堆肥化や事業所での適切な分別などにより、 排出される一般廃棄物を抑制します。)	726 (H20)	690	654

【リサイクルの推進】

- ① 分別収集の方法やリサイクル方法、回収した資源などについて、市民に分かりやすい情報提供を行います。
- ② 生ごみや廃食用油などについては、市民から広く意見を求め、資源化のあり方を検討します。
- ③ 事業系一般廃棄物(可燃ごみ・資源物)の混載に対して、分別指導を行います。

数 値 目 標 (指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
6	リサイクル率 (%) (家庭や事業所における適切な分別により、焼却ごみを減らし、 資源化します。)	10.4 (H20)	15	20

リサイクル絵画



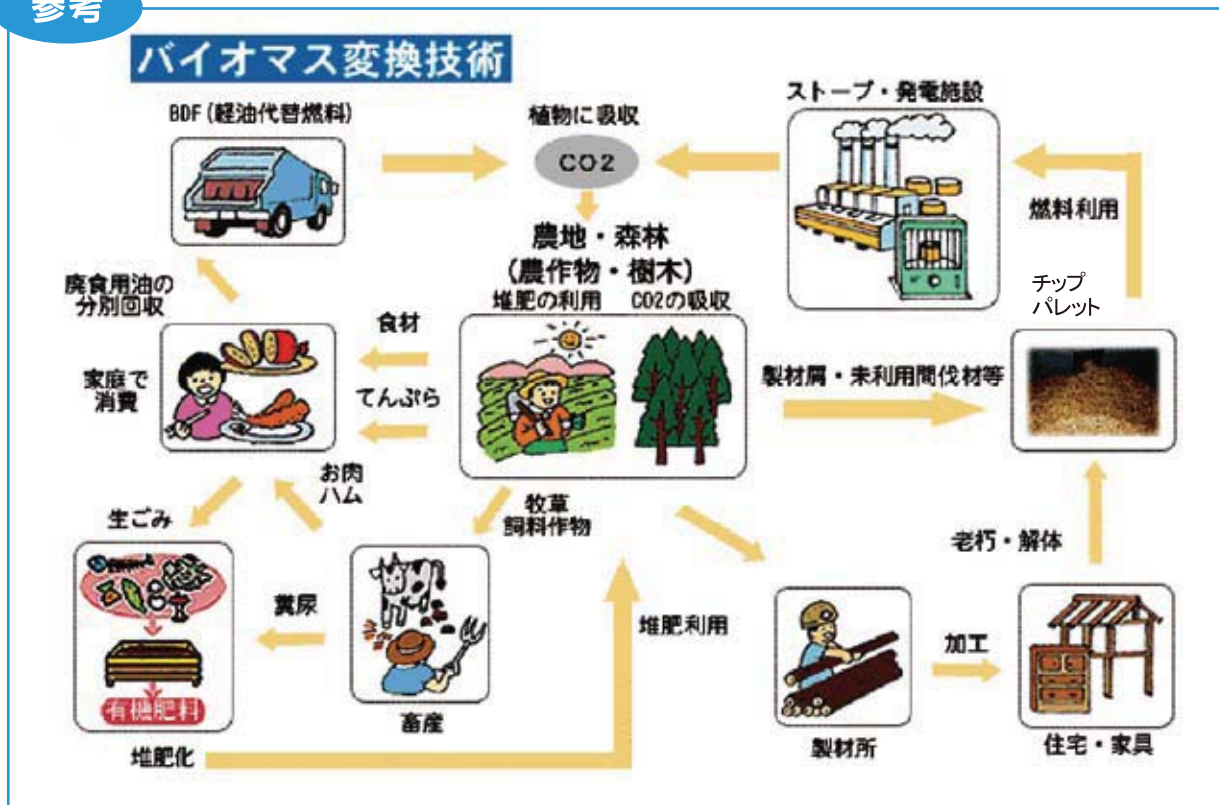
山下 楓さん(登立小学校6年生)の作品

【バイオマスの利活用】

- ① 生物由来の有機性廃棄物等の有効利用をはじめとした各種**バイオマス**^{※注}の資源化や利活用を検討します。
- ② 生ごみ処理容器などを使用した生ごみ堆肥化の取組みを促進します。

※注 **バイオマス** 生物資源(bio)の量(mass)を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排泄物、食料廃棄物、建築廃材、下水汚泥などがある。

参考



【適正処理の推進】

- ① 一般廃棄物の効率的な収集・運搬体制を整備します。
- ② 廃家電製品の適正処理やごみの分別収集、パソコン、携帯電話などの電子機器や充電式電池の再資源化への取組みに対する啓発を行います。
- ③ 環境パトロールにより、不法投棄や野焼きに対する調査・指導を行います。
- ④ ごみの不適正処理に関する監視・通報体制の充実を図ります。
- ⑤ 産業廃棄物の不適正処理に関しては、関係機関と連携を図りながら、監視・指導を行います。

数 値 目 標 (指 標)		現 況	中 間 (H27)	目 標 (H32)
7	廃棄物の不法投棄の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	12.8 (H22)	25	40

〈5 環境教育及び環境保全実践行動の推進(環境目標5)〉

環境教育を積極的に推進することで、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、環境に配慮した行動の実践を図ります。

(1) 市民(団体)の取組み

- ① 環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- ② 環境に関するイベントや「こどもエコクラブ」などの活動に積極的に参加します。
- ③ 環境に関する研修会や学習会への参加により、知識やノウハウを身につけます。
- ④ 事業者・行政などと連携して環境教育・環境学習を推進します。
- ⑤ 学校や地域で行う環境教育のサポートを行います。
- ⑥ 県が実施する「くまもとエコファミリー」への登録や**環境家計簿**^{※注}などを活用しながら、日常生活における環境負荷の低減に努めます。
- ⑦ 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ⑧ 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に積極的に参加します。



※注 **環境家計簿** 家庭のエネルギー使用量から二酸化炭素排出量を求め、記録するための家計簿。日常生活様式を見直し、環境への負荷が少ない生活への改善が期待される。



こどもエコクラブ

環境省が進めている次世代を担うこどもたちの環境学習や実践活動の支援事業です。入学金・会費は無料で小中学生ならだれでも参加できます。参加するには、代表サポーター(大人)の方が必要です。

問合せ:こどもエコクラブ全国事務局
(財)日本環境協会

窓口:上天草市環境衛生課
TEL 0964-56-1111

(2) 事業者の取組み

- ① 従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- ② 環境イベントや研修会などに積極的に参加します。
- ③ 所有施設などを環境教育・環境学習の場として提供します。
- ④ 環境マネジメントシステムの導入を推進するなど、環境に配慮した事業活動を実施します。
- ⑤ 環境団体に対する支援を行います。
- ⑥ 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に参加します。



(3) 市の取組み

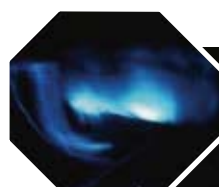
【学校や地域における環境教育・環境学習の推進】

- ① 「こどもエコクラブ」事業への参加を積極的に呼びかけ、子供たち(保育園・小中学校)の自主的な環境保全行動を支援します。
- ② 環境問題に対する理解を深めるため、出前講座を積極的に展開するとともに、体験的な内容を盛り込むなど、プログラムの充実を図ります。
- ③ 市内全小中学校で熊本県が推進する「学校版環境ISOコンクール」に積極的に取り組むとともに、高校や大学などと連携した環境教育及び環境学習を推進します。
- ④ モデル事業や環境モデル地域指定などにより、環境教育・環境学習などを行う機会の充実を図ります。
- ⑤ 熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、地球温暖化に関する研修会やイベントを実施するなど、普及啓発に努めます。

数 値 目 標 (指 標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	環境問題に関心のある人の割合 (%) ※市民アンケート調査	82.5 (H22)	85	90
2	こどもエコクラブ参加団体数(団体) (こどもの段階から環境問題に関心を持ち、自主的な環境保全活動を行う参加団体数を増やします。)	1 (H21)	5	10
3	環境「出前講座」の開催回数(回) (環境問題に関する知識やノウハウを身につける機会を増やします。)	1 (H21)	6	12
4	アダプトプログラム登録団体数(団体) (環境美化意識の向上やボランティア活動の活性化を図るため、市と協働する登録団体を増やします。)	2 (H21)	9	16
5	環境に関する講演会や自然観察会などに参加している人の割合 (%) ※市民アンケート調査	26.0 (H22)	30	35

【人材の育成・活用】

- ① 環境教育や各種イベントなど、環境保全活動の中心となる人材を育成し、その活用について情報を提供します。



【環境情報の共有】

- ① 各種イベント、市のホームページなどにより、環境情報や環境基本計画及び施策に関する広報を行います。



自然観察会

【市民の環境保全行動の推進】

- ① 環境保全行動に必要とされる物品の提供や経済的支援策について検討します。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全行動を実践している個人・団体に対し、表彰を行います。

【事業者の環境保全行動の推進】

- ① 公害防止や省エネルギーの推進のための施設整備に対する情報提供などの支援を行います。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全行動を実践している個人・団体に対し、表彰を行います。

【市の環境保全行動の推進】

- ① 「上天草市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー・省資源対策を積極的に展開します。
- ② 環境に配慮した物品などを購入し、調達します。
- ③ 公共事業などの開発時は、生態系に配慮した計画及び工法などの採用を推進します。

【パートナーシップ^{※注}・ネットワークの構築】

- ① 環境保全に関する情報交換・人的交流の場としてのネットワークをつくれます。
- ② 各団体における活動の周知と交流の場を設けます。
- ③ 市民・市民団体、事業者、市が連携した環境学習会やイベントを開催します。

※注 パートナーシップ 提携、協力関係、連合。

【環境保全活動団体への支援】

- ① 市民団体などが行う環境イベントなどの取組みに際し、関係行政機関との調整や広報活動などによる支援を行います。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全行動を実践している個人・団体に対し、表彰を行います。

〈6 重点施策〉

(1) 美しい海を保全するまちづくり

【概要】

私たちがこれまで様々な恩恵を受けてきた美しい海は、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫です。しかし、**有明海・八代海**^{※注}は、海域の環境悪化により、近年では、赤潮の発生などが頻繁にみられるようになりました。

私たちは、これまでのライフスタイルを見直すとともに、有明海・八代海を豊かで美しい海として再生するため、国、県、近隣市町村などと連携して、海域の環境保全及び改善に向けた取組みを推進します。

※注 **有明海・八代海** 閉鎖的な海域であるため、陸域からの影響を受けやすく、近年では赤潮などによる海苔や魚類の養殖に多大な被害が生じるなど、環境の悪化が懸念されている。

【具体的な取組み】

- ① 水質の監視による状況の把握
- ② 生活排水対策の推進
 - ・ 計画的な下水道及び浄化槽の整備の推進と適切な維持管理の促進
 - ・ 市民団体との協力による排水対策や水質浄化に関する取組みの啓発
- ③ 森林などの整備
 - ・ 地下水かん養源としての森林・農地の管理の促進
 - ・ 二酸化炭素吸収源対策としての森林整備や木材などの有効活用の推進
- ④ 環境美化・保全活動の推進
 - ・ 地域の自主的な環境美化・保全活動への支援
- ⑤ 国、県及び近隣市町村との連携



浄化槽

数値目標(指標) (再掲)		現況	中間(H27)	目標(H32)
1	公共用水域(河川)の水質(BOD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、河川における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
2	公共用水域(海域)の水質(COD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、海域における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
3	水洗化率(%) (公共下水道、浄化槽、コミュニティプラントを利用する水洗化率を高めます。)	39.8 (H21)	48.7	56.8
4	浄化槽普及率(%) (生活排水の適正な浄化の拡大を図るため、浄化槽の普及率を高めます。)	21.4 (H21)	27	35

数 値 目 標 (指 標) (再掲)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
5	森林(民有林)間伐面積(ha) (健全な森林の育成を図るため、間伐を実施します。)	58.2 (H21)	62	70
6	稚魚(マダイ、ヒラメ、ガザミ、車海老)放流数(千尾) (漁獲量の確保などによる水産資源の維持のため、稚魚を放流します。)	1,015 (H22)	1,050	1,100
7	「水のきれいさ(海・川・海岸)」の満足度(%) ※市民アンケート調査	34.3 (H22)	40	45

参考

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の概要

1. 計画の目標

- (1) 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善
- (2) 有明海及び八代海における水産資源の回復などによる漁業の振興

2. 再生のための施策

- 海域の環境の保全及び改善
 - 下水道、浄化槽などの生活排水処理施設の整備促進
 - 工場・事業場などに対する排水規制
 - 一斉清掃や地域での水質保全の取組みを支援
 - 森林の整備や森づくり活動の支援
 - 藻場、干潟等の保全のための対策の検討など
- 水産資源の回復などによる漁業振興
 - 覆砂や作れい及び藻場の造成
 - 稚魚放流や資源管理、環境負荷の少ない養殖場の推進など
- 調査研究などの推進

出典)第三次熊本県環境基本計画

(2)ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり

【概要】

物質的な豊かさをもたらしたこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から、資源の循環型社会に転換するためには、ごみの減量(抑制)のほか、排出されたごみを可能な限りリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)するなど、資源の循環による有効利用が不可欠です。

私たちは、生ごみの堆肥化や更なる分別の徹底などによる3Rを推進します。



【具体的な取組み】

- ① 発生抑制・再使用の促進
 - ・レジ袋削減推進運動によるマイバッグ利用の推進
 - ・生ごみ処理容器などの普及
- ② リサイクルの推進
 - ・情報提供などによる分別の徹底
- ③ 適正処理の推進
 - ・環境パトロールによる不法投棄や野焼きの防止
 - ・ごみの不適正処理に関する関係機関との連携と監視・指導体制の充実



マイバッグ

数値目標(指標) (再掲)		現況	中間(H27)	目標(H32)
1	レジ袋辞退率(%) (マイバッグを利用し、レジ袋を辞退する人の割合を高めます。)	実績無(H21)	80	80
2	レジ袋削減推進協定参加店舗数(件) (レジ袋の無料配布中止等に取り組む参加店舗を増やします。)	101(H21)	120	140
3	生ごみなどを堆肥化し、肥料などにしている人の割合(%) ※市民アンケート調査	35.2(H22)	42	50
4	1人1日当たりのごみ排出量(g) (家庭での生ごみの堆肥化や事業所での適切な分別などにより、排出される一般廃棄物を抑制します。)	726(H20)	690	654
5	リサイクル率(%) (家庭や事業所における適切な分別により、焼却ごみを減らし、資源化します。)	10.4(H20)	15	20
6	ごみ出しのマナーやごみの分別の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	52.1(H22)	58	65
7	廃棄物の不法投棄の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	12.8(H22)	25	40